

会 議 録

内容承認	公開・非 公開の別	＜開催日＞平成31年1月17日(木)	＜傍聴人数＞ 1名
的場委員長		＜時 間＞13:30～15:00	＜傍聴室＞
承認	公開	＜場 所＞新館4階 第1委員会室	新館4階 第1委員会室

＜名称＞ 第5回岸和田市自治基本条例推進委員会（第4期）

＜出席者＞

自治基本条例推進委員会委員 出欠状況 ○は出席、■は欠席

的 場	江 藤	岸 田	松 山	吉 田	宮 路	藤 本	沖 藤	植 山	西 田	野 路	神 谷	稲 富
○	○	○	○	○	○	■	○	○	○	○	○	○

事務局 企画課：上東課長、中井担当長、前田担当員

＜議題＞

- ・開会
- ・条例改正の検証
- ・第4期推進委員会建議内容について
- ・その他
- ・閉会

【会議内容】

●条例改正の検証

事務局より、自治基本条例に基づく制度等（関連条例）について、事前に各委員から意見はなかったこと、事務局からも住民投票条例以外の見直しの提案はない旨を説明。

●主な質疑や意見

＜委員＞

自治基本条例第32条において、本条例の最高規範性と条例等の体系化を図らなければならない旨が規定されている。関連条例、規則を読むと、自治基本条例の規定により定める旨が書かれているものとそうでないものとがあるが、なにか理由があって異なっているのか。

また、審議会等の開催にあたり市民公募をする際、自治基本条例が根拠となっているということを明記するほうが、自治基本条例が職員や市民に共有されていくのではないかと。

＜事務局＞

1点目について、規則の場合は、その規則の上位にある条例を引用している。条例の場合は、自治基本条例で明確に条文規定されているものについては引用されており、条文の引用が難しいものについては自治基本条例の規定による旨が書かれていないと考える。

2点目について、市民公募については、審議会等の委員の公募に関する条例に基づいて行われ、附属機関条例により定数等が定められている。自治基本条例そのものを根拠としているわけではないが、自治基本条例に関連する条例が根拠となっているため、自治基本条例との紐づけはでき

ていると考える。

〈委員〉

各条例上に明文化するかどうかは別にして、実務的ではあるが、各審議会等の開催時に、自治基本条例が根幹となっているということ、自治基本条例の考え方が行政運営の中で根拠となっているということを共有するための取組が求められるということを、建議書に書けばいいのではないかな。

〈委員〉

さまざまな審議会等があるが、それらはすべて自治基本条例に基づいているという意識を、職員にも市民にも持ってもらう、そのような機会を設けるという主旨かと思うが、私も非常に大事なポイントだと思う。

〈委員長〉

自治基本条例が審議会等の根幹となっていることを共有するための方法として、案はあるかな。

〈委員〉

技術的な問題として、自治基本条例は平成 16 年制定で、附属機関条例が平成 15 年制定なので、附属機関条例では自治基本条例に言及していないのだろう。もし明文化するのであれば、改正の際に行えばよい。明文化しないのであっても、各審議会等を開く際に、自治基本条例が基本となっているということを伝えてもらうという方法でもいいのではないかと考える。

〈委員長〉

附属機関条例についても他の関連条例のように、自治基本条例を引用する条文を追加するということを建議書で提言すべきかどうかというところ。

事務局としてはいかがかな。

〈事務局〉

条例の中で明文化するということについては、技術的な部分も含めて、法務担当課と相談をしたい。

附属機関の運営方法については、各審議会等の初回開催時に、各審議会等については基本として自治基本条例があって審議を行っていくということをアナウンスしていただくなど、各審議会等を所管する各課に対して周知を徹底していきたいと考える。

〈委員長〉

条例上での規定については確認をしていただき、審議会等では自治基本条例の考え方を理解した上進めていただけるようにしていただくということによろしいかな。

〈委員〉

建議書に、それらの内容を盛り込むべきか否か決めたほうがいいのではないか。

〈委員長〉

条例上での規定については確認をしていただいた結果により盛り込むかを判断し、審議会等に関しては盛り込むということでよろしいか。

〈委員一同〉

了承。

●第4期推進委員会建議内容について

事務局から、資料2及び資料3に基づき説明。

●主な質疑や意見

資料3①～⑤について、各委員からは特段の異論はなし。

〈委員〉

資料3⑥について、「本市にとって適切な」という規定の仕方にならざるをえないのかとは思いますが、意図をお聞かせ願いたい。

〈事務局〉

法務担当部署の体制強化、複数設置、法曹有資格者の職員採用については、費用対効果の面で非常に難しく、また、本市の職員体制の規模から考えてそれらの方法が最善なのかはまだ議論がきちんとできていない。本市の職員体制の規模から考えて、どのような方法が適切なのかということも含めて考えていくという趣旨から、「本市にとって適切な」という表現を提案した。

〈委員長〉

資料3⑦について、危機管理に関する議論は、自治基本条例上には条文化しないが、防災・危機管理に関する個別条例の策定について検討してはどうかという結論に至った。

まず、建議文案について、変更案では文章が長くなるので、切り分けて短くすべきと考える。また、変更案の「必要と考えられるが」という文言だと、「必要だとは思いますが今はいらない」と消極的に読めてしまうが、そういう結論ではなかったと記憶している。現在、危機管理に関する条例は、都道府県と政令指定都市くらいでしか制定されていないが、率先して策定を進めていくことを積極的に検討してもいいのではないかという議論内容だったと記憶している。そのため、積極的に検討してほしいという旨の建議になると考える。その上で、自治基本条例上に条文化する必要はないという結論になったと理解している。

そのため、変更案のような文章では議論の内容とは違ってくるかと思うので、さらに変更を検討すべきと考える。

資料3⑧についてはいかがか。

〈委員〉

事務局の説明の中で、子育て施設課の設置という具体例を出していただいたので、外部の目によって確認されたものではないが、窓口の明確化という組織改変が行われていることが確認できたと考える。

〈委員長〉

建議書の中で具体例を書く必要はないか。

〈委員〉

子育て施設課の設置を盛り込むと、よりわかりやすいと思う。

〈委員〉

複数の例があればいいが、特定の1つの部署名だけを記載することに問題はないか。

〈事務局〉

建議書に盛り込むこと自体は可能であると考え。しかし、子育て施設課や子育て応援部という名称を入れることで、読み手の誰もが「わかりやすい組織の編成を行っている」と思っていたかどうか。また、部署名が変わることや、さらなる組織改変の可能性もある中で、建議書に現在の名称が残ることが気にかかる。

〈委員長〉

1点目については、確かに重要なところ。一旦、具体例を加えた建議文にいただき、次回の委員会で最終判断をすればいいかと考える。

2点目について、建議書に記載する内容は、あくまで現段階でということなので、問題ないのではないか。

各委員からの事前の意見は以上の8項目だが、その他ご意見等はあるか。

〈委員〉

関連条例等で自治基本条例が引用されているかどうかについて、事務局よりご説明があったように、規則の根拠はその上位条例にあり、その上位条例には自治基本条例のことが明記されているので問題がないということは、私もそのとおりだと思う。附属機関条例だけは、制定時期の問題で、これは法体系上の問題でもあるので、事務局のほうで調べていただいて、ご検討いただけたらと思う。

審議会等に関しては、建議書にどう盛り込むかについて、資料2の5ページ「第19条（審議会等の運営）」のところに明記するかどうかは別として、8ページ「岸和田市自治基本条例の推進の方策について」のところには明記できるのではないかと考える。審議会等を運営するにあたって、自治基本条例の趣旨をきちんとおさえた形で開催等をしていくといった文言を盛り込めばいいのではないか。

また、同ページの「第3期建議内容」内の5つ目の具体例に誤植がある。「自治基本条例・協

働推進員」となるべきところが「自治条例・協働推進員」となっている。

〈委員長〉

ご指摘のとおり、資料2の5ページ「第19条（審議会等の運営）」か、8ページ「岸和田市自治基本条例の推進の方策について」に記載できるかと考える。ぜひとも文言を加えたいと思うので、事務局で検討されたい。

〈事務局〉

検討する。

〈委員〉

資料3⑦の変更案の「本市においても、将来的に策定していくことを検討していくことも必要と考えられるが」という文言について、「将来的に」という表現は、非常に遠い時期を意味するように思える。文言をもう少し整理して、遠い表現ではなく、近々に検討するという意味の文言で表現することを、再検討いただきたい。

もう1点、資料2の6ページ「第21条（情報の共有）」の建議文案に関して、今、マンション単位で町会から脱退して、町会の加入率が落ちるという問題が起きている。また、一般的に若者の加入率が低い状況である。そのあたりも見据えた「新たな取組」が重要となっている。

〈委員長〉

1つ目については、先ほども確認したが、個別条例化に関しては積極的にご議論いただいたので、ポジティブな文言にしていただければと思う。

2つ目について、建議文案の「新たな取組」の具体例があるといいのではと思う。

〈委員〉

私の加入している町会では、市からの連絡事項等も転記した町会内の新聞を作成して、町会に加入しているか否かにかかわらず、みなさんに配っている。掲示板も活用している。なんらかの形で町内のみなさんに伝達しなければいけないと考えている。

広報活動について、SNSを活用するのも1つの手段ではあるが、全員がSNSを利用しているとも限らないし、携帯端末に情報を流すような仕組みについても、それが煩わしいと感じる人もおり、難しい問題である。

〈委員〉

町会に加入していない人を加入させるということも大切だが、加入している人が脱退することのほうが問題だと感じる。

〈委員〉

町会未加入者への広報紙配布はどうしているのか。

〈委員〉

未加入者へは配布しない。広報紙は駅や市民サービスセンター等にも設置されているので、そこで手に入れることができる。

〈委員長〉

建議文案の前半部分は、町会・自治会の加盟促進、後半部分は、市民全員に対する広報活動ということがポイントとなる。また、町会から脱退していく人をなんとかしないといけないという意見も先ほど出た。このあたりを整理し、建議内容を考えていく必要があると感じる。

行政による広報・周知を徹底すればするほど、逆に、町会に加入しなくてもいいと思われるかもしれないので、難しい問題だと思う。「新たな取組」というところに具体例として、町会員でない人にも、市からの情報を記載した新聞を配るというアイデアを挙げてもいいのかもしれないが、具体的なことを書きすぎるのもよくないかもしれない。今の時点ではなかなか例がでてこないかと思うので、また検討していただきたい。

〈委員〉

検討していただいたほうがいいと思う。市内においてさまざまな行事や催事があるので、そういったものを活用するのも1つの手法である。広報のための催しをすとか、催しをしている中で広報活動を行うなどができるのではないかな。また、自治基本条例の周知・普及・啓発活動の一環として行事や催事を活用することも可能なのではないかな。

「新たな取組」について、第5期の推進委員会で、どんな取組ができたか報告ができれば、なおよい。具体的な取組例を挙げたいが、やはり難しいと思う。

〈委員長〉

ご検討願う。

〈委員一同〉

了承。

〈委員長〉

その他、ご意見等はあるか。

〈委員〉

資料2の9ページ「議論の経過」の最下行の「重要である」というところを、「最重要である」としてもいいのではないかなと思う。この普及・啓発活動の取組の1つとして資料2の8ページに記載されている出前講座等は、どれくらい開催されているのか。

〈事務局〉

平成30年度については、出前講座は行われていない。今年度は、対象を中学校の社会科の教員に絞り、市内11校中9校を往訪し、デジタル教材を授業で活用していただけるよう、周知活

動を行った。また、実際に授業で活用していただいた学校があることも確認している。年度末に、活用状況についてのアンケート調査の実施を予定している。

〈委員〉

デジタル教材は、小中学生向けであるが、大人にもわかりやすい内容となっている。学校だけにとどまらず、町会やなにかのイベントのときにも活用していただきたい。

〈委員〉

資料2の9ページと資料3⑦では、危機管理に関して、個別条例については「将来的に策定」、自治基本条例上には「条文化する必要はなく」となっている。危機管理に関する規定は今後も盛り込まれないように感じる。議論の詳細を知らないで建議書だけを読む人もいるので、もう少し文言を考えていただきたい。

〈委員長〉

やはり危機管理に関しては、委員のみなさんのこだわりの強いということが、今日の議論でもあらためてわかった。ぜひその思いを反映していきたい。

●その他

特になし。

●次回の開催日程

平成31年5月30日（木）13：30～15：30